

○東京都公立学校教員等奨学金返還支援事業  
○私立学校教員向け奨学金返還支援事業  
○都・区市町村技術系職員向け奨学金返還支援事業  
において代理返還による支援の対象として認めている貸与型奨学金

令和7年11月17日現在、表題の各事業において、(独)日本学生支援機構による貸与型奨学金（第一種奨学金・第二種奨学金）以外のもので、代理返還制度を有する公的機関等が実施する貸与型奨学金として東京都、東京都教育委員会及び(一財)東京都人材支援事業団が認める貸与型奨学金は、以下の一覧表のとおりです。

なお、事業ごとに、以下のとおり貸与型奨学金の利用目的として認められる学校種の範囲が異なりますので、ご利用を検討される事業について、事前にご確認ください。

また、最終的な支援対象の可否は、対象要件の確認等を行った上で個別に判断いたします。一覧表に記載の奨学金の貸与を受けていれば必ず支援対象になるわけではございませんので、予めご了承ください。

«貸与型奨学金の利用目的として認められる学校種の範囲»

●東京都公立学校教員等奨学金返還支援事業：

大学、短期大学、専修学校（文部科学大臣が指定する教員養成機関に限る。）

●私立学校教員向け奨学金返還支援事業：

大学、大学院、短期大学、専修学校（文部科学大臣が指定する教員養成機関に限る。）

●都・区市町村技術系職員向け奨学金返還支援事業：

大学、大学院、短期大学、高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校、専修学校、大学校（4年生大学に相当するものに限る。）

（貸与型奨学金の名称：五十音順）

	支援対象の貸与型奨学金の名称	奨学金貸与団体の名称
1	秋田県育英会大学月額奨学金	(公財) 秋田県育英会
2	足利市奨学資金	栃木県足利市
3	あしなが育英会奨学金	(一財) あしなが育英会
4	恵那市奨学資金	岐阜県恵那市
5	大田区奨学金	東京都大田区
6	国立音楽大学奨学金	学校法人国立音楽大学
7	鯖江市奨学資金	福井県鯖江市
8	東京都生活福祉資金（教育支援資金）	(社福) 東京都社会福祉協議会
9	全国商業高等学校協会奨学金	(公財) 全国商業高等学校協会
10	東京都育英資金	(公財) 東京都私学財団
11	東京都母子及び父子福祉資金（就学支度資金・修学資金）	東京都（福祉局）
12	山口育英奨学会奨学金	(公財) 山口育英奨学会

※一覧表に掲載されていない奨学金については、各事業担当へお問い合わせください。